

生駒市条例第6号

生駒市森林環境整備促進基金条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市森林環境整備促進基金条例

(設置)

第1条 本市の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。）の整備及びその促進に関する施策を行うための資金に充てるため、国から譲与を受けた森林環境譲与税を財源として、生駒市森林環境整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。